

請 求 人 様

大阪府監査委員	磯 部 洋
同	赤 木 明 夫
同	清 水 涼 子
同	和 田 秋 夫
同	藤 原 敏 司

### 住民監査請求について（通知）

平成26年 5月 15日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

#### 記

#### 第1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

##### 『1 請求の趣旨

- 大阪府健康医療部 食の安全推進課 流通監視グループ（以下、流通監視グループ）が中核市からの委託費を正当に使っていない。実際、高槻市においては10年間、毎年2,000万の委託費を徴収してほぼ殺処分。（別紙※①）この実績を流通監視グループは健康医療部総務予算担当に隠していた。
- 数年前から豊中市からも同等に委託費を徴収。
- 本年度より枚方市も大阪府に委託、暫定根拠の詳細で明確な様に殆どが人件費（別紙※②）、これにおいて大阪府の説明は前年度、枚方市が行っていた業務を大阪府が委託する。であるが前年度枚方市は保健所および業務は無く大阪府下の市町村であるため元々府の業務であった。本年度より食の安全と愛護グループは統合し大阪府の愛護行政の職員は全体で減っているのに人権費だけ増えるのは妥当ではないと考える。
- 大阪府全体で殺処分費の実質は1200万ほど。  
委託費プラス府民税を併せても明細の確認が取れない金額がある。  
こういった莫大な税金の回収をして十分と言える税収があり、流通監視グループ自体人数が増えている訳ではないのにも関わらず、中核市から徴収した人件費だけ増え続け、殺処分を無くす努力もせず殺処分数は大幅に減っていない。これは動物愛護管理法「出来るだけ生存の機会」も与えていないという法律違反でも

あり、ほぼ殺処分というのは努力義務の放棄。

また毎月、回収業者や動物霊園等の業者に何十万(※別紙③)を支払っている。殺して業者に支払う税があるなら保護に使うべきであった。税金の使い方が雑であり優先順位が不当である。と考える。

- ・ 流通監視グループ、樋渡主査がこの委託費を中核市へ提示を担当していた。
- ・ 民意および法に背き大阪府庁は羽曳野に新設する動物愛護管理センター（仮）に殺処分機を導入する計画を立てている。樋渡氏は「私が現場から殺処分機を導入するように言っている。」と発言。以上の根拠をもってからも、また努力をせず殺処分することが想定される。当初から努力をしていれば殺処分機等を血税で購入するまでもなく殺処分もなくせた、とも想定される。

そして努力していれば助けられた命もあり、無駄な税金を回収する事も無く、今頃殺処分も無くなっていたと予想されることにより推定高額な殺処分機も不要であった。

- ・ よって高槻市、豊中市、枚方市に不当の徴収した税金の返還を求める。
- ・ また、来年度より枚方市、高槻市、豊中市の中核市への委託費暫定規準を協議することを求める。』

## 第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

- 1 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査を行い、非違の防止・是正の措置をとることを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等がなぜ違法、不当であるのか、その理由あるいは事実を個別的、具体的に示さねばならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

- 2 本件請求において、請求人は、大阪府に対し、これらの委託契約において、高槻市、豊中市及び枚方市から不当に徴収した委託費の当該各市への返還を求めること、さらに、来年度より大阪府と枚方市、高槻市及び豊中市との間で、犬の保管等業務委託契約に係る委託費算定基準について協議を実施することを求めており、その根拠として、中核市からの委託費の殆どを占める人件費が増え続けている旨、殺処分を無くす努力をせず殺処分数が大幅に減っていない旨及び動物霊

園等の業者への毎月の支払い分を保護に使うべきである旨の主張をしているものと解される。

しかしながら、これらについては、中核市からの委託業務の履行内容について主張しているにすぎず、大阪府の財務会計行為等が違法・不当である事由を主張しているものとは認められない。

- 3 また、住民監査請求は、地方公共団体の機関又は職員について、違法・不当な公金の支出、契約の締結等の財務会計行為等があると認める場合に監査を求め、当該行為等によって当該地方公共団体がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求める制度であるから、原則として、違法・不当な財務会計行為等によって大阪府に損害が発生し、又は発生するおそれのあることが必要となる。

しかしながら、本件請求は、中核市からの委託業務の履行により、大阪府に損害が発生している旨及びその損害を補填するために必要な措置をとるべきである旨の主張をしているものとは認められない。

- 4 なお、法第242条第2項は、同条第1項の請求期間について、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするにはできないとし、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

本件請求のうち高槻市分については、請求書及び事実証明書において平成15年度～平成24年度の10年間の委託契約を対象としているが、当該行為のあった日からすでに1年を経過しており、かつ1年を経過して本件請求を行ったことについて、請求人は法第242条第2項ただし書に定める正当な理由を示していない。

### 第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。